

区域外就学に係る取り扱い基準表（平成30年4月1日施行）

許可対象項目	許可期間	必要書類等〔留意事項〕
1 学年途中における住所移転	学年末までの期間	
2 新学期当初における住所移転（前向き就学）	入居するまで	入居日等を確認できる書類 〔当該校区への転入が確定していること〕
3 家屋の新築・増改築に伴う仮住まいからの通学	家屋の工事が完了し入居するまで	入居日等を確認できる書類 （請負契約書等写し）
4 学年を通じて再転校におよぶもの	入居するまで	再転校となる事由を証する書類を添付 （写し可）
5 事情により住民票のみ異動した場合	住民登録した住所に入居するまで	校長の居住確認（又は地区民生委員の居住に関する証明書）
6 両親共働き（入院・看病）等により勤務地、親戚からの通学	必要とする期間（年度単位）	校長所見又は医師の診断書（写し可）、就労を証明する書類 〔両親共働きの場合は、小学校在学中に限る〕
7 病院内学級入級によるもの	退級するまで	病院内学級入級願及び学校長の所見
8 いじめ等によるもの	卒業まで	校長所見〔学校での指導にもかかわらず解消見込のないもの〕
9 不登校児童又は生徒の再登校に資するためのもの	卒業まで	校長所見〔学校での指導にもかかわらず解消見込のないもの〕
10 その他（教育的配慮を要するもの）	必要とする期間	校長所見・関係機関の証明等

※ 区域外就学許可に当たり、上記以外の書類提出を求めることがあります。

※ 上記許可基準に該当する場合であっても、通学上の安全面や精神的及び身体的負担なども考慮する必要があるため、全てを許可することにはなりません。